

福祉有償運送の概要について

1 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいいます。

2 福祉有償運送の登録及び更新

福祉有償運送を行う場合は、運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります。

また、登録及び更新の申請にあたっては、事前に市町村等が主宰する地域公共交通会議や運営協議会等において、福祉有償運送の必要性等について協議が調うことが必要となります。

3 福祉有償運送運営協議会の役割

運営協議会は、次の事項について、地域の関係者が集まり具体的な協議を行います。

- (1) 福祉有償運送の必要性
- (2) 運送の区域
- (3) 旅客から収受する対価
- (4) 旅客の範囲

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

※(2)～(4)については、次ページからの「自家用有償旅客運送ハンドブック」抜粋資料をご確認ください。

福祉有償運送の概要について

1 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいいます。

2 福祉有償運送の登録及び更新

福祉有償運送を行う場合は、運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります。

また、登録及び更新の申請にあたっては、事前に市町村等が主宰する地域公共交通会議や運営協議会等において、福祉有償運送の必要性等について協議が調うことが必要となります。

3 福祉有償運送運営協議会の役割

運営協議会は、次の事項について、地域の関係者が集まり具体的な協議を行います。

- (1) 福祉有償運送の必要性
- (2) 運送の区域
- (3) 旅客から収受する対価
- (4) 旅客の範囲

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

4 福祉有償運送の利用対象者

運送しようとする旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助がなければ移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人となります。

- イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）

に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者